



公告第15号

令和6年10月3日付けで認可地縁団体である大和久行政区から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定に基づき、所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和6年10月7日

大熊町長 吉田 淳



1 認可地縁団体名称

大和久自治区

2 区域

双葉郡大熊町大字小入野字西大和久、字東大和久、字向畑の一部、及び大字熊字新町の一部

3 主たる事務所

大熊町大字小入野字向畑8番地

4 申請不動産に関する事項

地目	面積	所在地
墓地	205㎡	双葉郡大熊町大字小入野字東大和久458番地
墓地	134㎡	双葉郡大熊町大字小入野字東大和久459番地
墓地	381㎡	双葉郡大熊町大字小入野字東大和久460番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 別紙のとおり

住 所 別紙のとおり

5 申請事項に関し異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人若しくはその相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べることができる期間

令和6年10月7日から令和7年1月7日まで

7 異議を述べる方法

大熊町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項の規定による申出書及び関係書類を提出すること。

8 申出書等提出先

大熊町役場 総務課（福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717番）

電話番号0240-23-7569〔直通〕